

清代法制史研究と檔案研究

寺田 浩明

はじめに

- 1、清代法制の概要
- 2、清代法制と檔案
- 3、清代法制史研究における檔案研究の現状
- 4、檔案研究における法制史学特有の事情

おわりに

【付録】①～⑤

はじめに

報告の最初にお断りしておかなければならないのは、私は檔案研究・文書研究を現場で行なった経験が非常に少ない、殆ど無いと言った方がよい者だということです。即ち具体的な檔案・文書を巡る整理作業としては、これまで僅かに、佐伯有一・濱下武志先生が主催する東京大学東洋文化研究所の研究班で、同研究所所蔵の私文書の一つである土地契約文書の整理検討の作業に参加したことがあるだけである。官庁檔案の方面については、地方檔案の一つである台湾淡水庁新竹県の地方檔案『淡新檔案』について予備的な現地調査を行ない、その幾つかを今参考的に読んでいる、またもう一つの地方衙門檔案である順天府「宝坻県檔案」(『順天府全宗』なる檔案の一部)について概要を見聞したことがあるという程度に過ぎない。これでは檔案研究の専門家ですとはさすがに言いにくい。それゆえ特定の檔案について詳細な紹介をしたり、或は檔案全般の取扱いについての独自の見解を述べる資格はない。そしてまたそういう側面のお話は、他の報告者の諸先生方により十分に尽くされている。

そこで私はここでは、むしろそうした檔案研究・私文書研究の素人、專家諸先生の研究成果を法制史研究の側から専ら利用させてもらっている側の者として、清代法制史研究にとっての文書研究の意義と、これまでの清代法制史研究の中での檔案・私文書の利用状況と利用の方向の特徴を指摘し、また今後の檔案研究への期待を述べることで責めを塞ぐこととしたい。

なお報告表題では「檔案研究」の用語を用いたが、本報告内では、官庁公文書を「檔案」、契約書等の私人の作る文書を「私文書」、両者合わせた概念として「文書」という用語を用い、ここではその広義の「文書」研究を巡る問題全体を論ずることとしたい。順次述べるように、私は清代法制史研究においては私文書の研究も重要であり、またそれらと切り離

して狭義の档案・官庁文書のみを法制史研究の対象とすることに対して懐疑的である。

さて清代法制史と公私文書の関係、即ち清代の法制度・法秩序の中で各種の個別文書がどの様に関与していたかを考える為には、少し遠回りになるが、その前提として清代法制の概要とその特徴を振り返っておく必要がある。最初に、従来の知見（主要には、滋賀秀三『清代中国の法と裁判』、創文社、1984年、の理解に従う）を整理しつつ、清代の法制度・法秩序のあり方についての全体像を描いておこう。

1、清代法制の概要

清朝の用意する国家的な法律制度・司法制度は、基本的には国家的な行政制度と重なり合ったものであった。

即ち、清代における末端行政区画である州・県・庁の長官（以下、地方官と総称する）は、徴税を中心とする管内の行政事務万般を処理するほか、治安を維持するために警察的な機能を行ない、また積極的に人民を「徳化」「教化」し「風俗」を淳化し、一言で言えば「易風移俗」を行なうために様々な禁令・告示を發布し、儀式や教育を行なった。そして彼等はそれらの仕事と全く同時平行的に、国家裁判機構の第一審裁判所の裁判官の役割も務めていた。そこでは行政担当官と裁判官とは完全に人的に重なっていた。そしてまた反対に、制度の頂上にいる皇帝その人について見ても、彼は清帝国の最高統治者・行政の最高責任者であると同時に、また国家裁判機構の最終裁判所の裁判長でもあった。彼は天命を受けて人民を徳に導く人であると共に、徳の無い人に死刑判決を下す人でもあったのである。ここでも統治者と裁判官は同じ人が務めることになっている。

勿論官僚制機構をより細かく見て行けば、その中間の幾つかの段階、具体的には各省の按察司・布政司レベルでの司法担当専門官署・按察司の分立、中央の六部レベルでの司法専門部署・刑部の分立の様に、司法を専門とする役所・役人も存在はした。しかしそれも別に「司法権力の行政権力からの独立・両者の対立拮抗」という西洋世界に典型的な独自の法治理念から設立されたというより、むしろ六部において官僚人事を吏部が、国家財政を戸部が分掌するのと同様に、裁判事務を今度は刑部に分掌させているだけである、即ち皇帝を頂点とし官僚を手足として行なわれる本来的には包括的な統治事業・国務を、制度の中間段階でたまたま幾つかに分けて任せているだけであると見るのが適当である。按察司や刑部の存在を理由に、清代における司法制度の独立を言うことはできない。

その意味では、清代司法制度史は、清朝皇帝が科挙官僚を用いて広範な人民を一方的に統治するという国家統治史の完全な一部分であり、それと別個の原理や範囲をそこに見出すことは出来ない。

しかも清代の司法は、その内部においても、例えば現代の「民事裁判手続・刑事裁判手続」といった手続的な分化を一切持っていなかった。人民が訴え出る土地の境界を巡る争い、金銭貸借を巡る争い、家産分割や婚約不履行を巡る争い、様々な争い・傷害殺人事件、それら訴訟事件は、種類を分かつず全て一旦は地方官に対して提訴された。勤勉な地方官は月に百件以上の訴状の処理をした。また地方官が聞込みにより摘発・逮捕（「訪拿」）した犯罪者も、同一の裁判手続の流れの中に投げ込まれて行った。

しかし勿論、それら全ての裁判事件が皇帝のもとにまで上がって行った訳ではない。そ

れ程、皇帝は暇ではない。そこでは次のような制度的な工夫が行なわれていた。

即ち、行政官はその官僚制内での地位により下せる刑罰に厳格な制限が加えられていた。知州知県クラスの地方官は「笞杖」までの刑罰を下す権限を与えられており、逆に言えば、そうした刑罰を結果する程度の判決ならば彼一人で決定し執行することが出来た。人々の間で起る財産争い等は所詮悪性が軽微であるから、地方官はそれらの諍いに対しては、彼が適切と考える処理方法を指図し、また不当な行いをした者に相応の懲罰を行い、大部分はここで問題が解決された（州県自理の案）。しかし持ち込まれる事件は多種多様であり、その中には特に重く処罰されるべき事案も存在する。例えば、身分の尊卑関係のからむ事案や、諍いの中で人が手ひどく傷付けられたり死んだりした事件等がそれである。それらは『大清律例』に従えば「徒」刑以上の刑罰が相当とされている。別言すれば『大清律例』は、そうした人間の行なう凡その悪行・犯罪とそれに科すべき相応の刑罰との対応関係に関する膨大な一覧対照表といった性格を持つ書物であり、地方官はこうした重大事件に関してはそれへの準拠を求められていた。しかし他面では、上述の通り地方官には笞杖以上の刑罰を執行する権限は与えられていない。そこでそうした場合には、地方官自らは、この案件は某々の重刑を適当とする旨の判決原案を作成するとどめ、身柄と書類を上級官庁である府に送り、また府は審査の後それを更に省都の按察使・総督・巡撫に送る手続を取るという展開が取られた。

総督・巡撫（督撫）は、一般的な傷害事件を巡り「徒」刑を下す権限を与えられている。そこで犯罪者に与えられるべき刑罰が徒刑相当である場合には、督撫自身が最終判決を下し、刑はそこで執行される（批結の案）。ところが、刑罰は徒刑が相当であっても事件本体が人死に関わる事件・即ち「人命事件」である場合や、或はそもそも科すべき刑罰に関して「流」刑以上が相当であると『大清律例』に記されている事案については、その総督・巡撫といった大変な高官でも、独自に最終判決を下す権限を与えられてはいなかった。その場合には、結局はその督撫もまた書類を起草し北京の刑部に送りその判断を仰ぐ手続を取るしかない。そこで刑部の同意があって初めて流刑の刑罰を伴う判決が下される（咨結の案）。

ところがその刑部とて万能ではない。「死」刑を科すべき事案については、刑部も独自では判決を下せない。死刑判決を下す権限は、皇帝一人に握られている。そこで死刑事案については、最初から刑部に最終決定権が無いと分かっているので、督撫は最初から文書を皇帝宛の具題の書式で作製し刑部に送る。そして刑部は、かような皇帝あて上申の事案を審査して、妥当と認めれば、書類を都察院・大理寺という二つの関係官庁に送付してその同意を求める（三法司の議）。そして三法司の間に異議がなければこれを上奏する。

そしてそれを皇帝が裁可すれば、それで死刑の判決が下ることになる（題結の案）。しかし逆に言えば、皇帝はそうした三法司の原案を拒否することも常に可能であった。それどころか皇帝は律例に従う義務すらなかった。事案を調べ、上奏された刑罰原案が重きに失すと考えれば皇帝はより軽い刑罰を指示するし、軽すぎると考えればより重い刑罰を指示した。そして更に、官僚達が『大清律例』を見ても一義に適用すべき条文を決められない（典型的には、その事案にぴったり当てはまる条文が無い）場合には、死刑案件以外の場合でも、判決原案は常に皇帝の下にまでもたらされた。皇帝はそれらに自由な立場から判断を加えた。そしてそうした判断は、先例となって以後の官僚達の実務を拘束し、やがては定期的な改訂の機会に、『大清律例』の中に「条例」という形で組み込まれ、それ自体

が新たな法律となって行った。

その意味では、清代法は、悪行と刑罰の対応関係に関する歴代皇帝の過去の意志・過去の判断の集積である「律」本文の上に、皇帝の最近の意志・最近の判断の集積である「条例」が降り積もり、更にその上に皇帝の現在の意志・当該事案に関する個別的具体的判断が乗っている山のようなものであり、官僚達はそれぞれの問題について表明されてある皇帝の直近の意志に従うべく義務づけられており、またそこに欠けたる部分を補うべく官僚から皇帝へと為される上申手続きが、結局は更にその山の上に新たな新規判断部分を降り積もらせていたのである。

この様に、内部での上申制度について見れば、清代の司法制度はそれなりに精緻な構成を持っていたと言える。各級官吏に対する刑罰執行権限の制約の裏の効果として、重大事案は自ずと幾重にも重なる慎重な審査手続を経て決定が下される仕組みになっていた。しかし他面その構成原理について言えば、その精緻な裁判機構は、最高決定権を常に頂点に保持しながら、しかし個々の案件については「小事は下で解決し、大事は上に上げて上司の判断を待つ」という仕方で処理をする行政官僚制の制度原理そのものに従って作られていたと言うしかなく、また大規模で完備した刑法典『大清律例』も、結局はそうした個別事案の処理に当たる官僚達に、究極的には皇帝の意志に発する判断基準を体系的に示し、それに厳格に従わせるための執務規則という位置づけに留まった。人的構成ばかりか、その運用方法・運用原理についても、清代司法は行政的な統治の一部としてあったのである。

2、清代法制と档案

以上が清代の法制の概要とその特色である。そこで次に、こうした清代法制と公私文書との関係を考えてみよう。上記の清代法制のあり方から言って、法制を巡る文書史料のあり方には次の三つの分野が考えられると思う。

まず第一の分野としては、当然のことながら上記の裁判手続、即ち刑罰の重さに従って州県から府を経て按察使・督撫、刑部、皇帝と至る上申手続に沿って作られて行った様々な官庁文書・狭義の司法档案が、その研究対象として挙げられるだろう。上記の手続きは全て文書を伴っていた。それゆえ論理的には全国の各段階で行なわれた全ての処理について各種档案が存在したはずであり、その数は膨大なものになるであろう。そして裁判と立法に関して上記のような連関がある以上、それは一面では個別案件についての裁判の記録であるが、他面から見れば条例立法史の端緒的史料でもあるのであり、それ故それらは一面では裁判研究に、他面では法典研究に連続する位置を持つ。

例を挙げれば、現在整理が進んでいる第一档案馆の乾隆期の刑科題本は、上記の裁判制度の最終段階、刑部と皇帝との間を行き来した档案である。その代表的な案件は、早くは中国人民大学清史研究室・档案系中国政治制度史教研室合編『康雍乾時期城鄉人民反抗闘争資料』（上・下）（中華書局、1979年、北京）の中の断片的な引用で人々の注意を引いたが、より整備された形では、後に中国第一歴史档案馆・中国社会科学院歴史研究所の研究者による精力的な努力により順次編纂刊行されている史料集・『清代地租剥削形態（乾隆刑科題本租佃関係史料之一）』（上・下）（中華書局、1982年、北京）、同編『清代土地・有関係與佃農抗租闘争（乾隆刑科題本租佃関係史料之二）』（上・下）（中華書局、1989年、北京）の形で研究者に広く提供され、日本の研究者をも広く益している。それらは「土地、債務

類」に属する档案から選録されたという。前者には 399 件、後者には 279 件の題本が、重複部分を節略した形ではあるが、活字化された上で収録されている（乾隆刑科題本の全体像、例えばそもそも「土地、債務類」以外に如何なる類があるのかといった問題については、【付録①】に私の簡単な見聞記を載せておいた。参照されたい）。

また反対に、上記制度の最底辺・州県レベルの司法手続・裁判手続の実態についても、ほんの二・三個所についてであるが現在まで残存する州県衙門の档案が情報を提供する。今までに『淡新档案』（台湾省淡水庁・新竹県）、『宝坻県档案』（順天府）、『巴県档案』（四川省。未見）の三つの名前を聞いている。勿論これらは中央の刑部とは違い、統治万般を任務とした地方官庁の档案であり、別に裁判・司法档案のみから成る訳ではない。しかしそこに多数の裁判文書が含まれることも事実である。それらをピックアップして整理すれば、裁判手続の端緒たる州県から始まり刑部皇帝にまで至る司法手続の全体について第一次史料が一応揃うことになる。

州県衙門档案については、未だ刊行史料集も無いものなので、私が手に取ったことのある『淡新档案』を例に取って、それがどのような種類の档案なのか、その概要を示しておくことにする（なお『淡新档案』の文書形式については、滋賀秀三氏に「淡新档案の初歩的知識——訴訟案件に現われる文書の類型」『東洋法史の探求——島田正郎博士頌寿記念論集』、汲古書院、1987年、なる周到な解説論文がある。併せて参照されたい）。

『淡新档案』とは、台湾北部の淡水庁（雍正元年建置）、後に淡水庁が廃され新竹県・淡水県・基隆庁に分かたれて後は、狭く新竹県の衙門で作られ、また蔵されてきた官文書の総称である。同文書は、台湾割譲時に日本の新竹地方法院に接收され、後に覆審法院を経て台北帝国大学文政学部に移管されたが、殆ど利用されることもなく紙魚の蝕むに任され、終戦後、台湾大学の所蔵に帰して後初めて、同大法学院教授・戴炎輝氏の手により学問的検討が始められた（『淡新档案』なる名称も戴氏の命名にかかる）。

文書の修復及び整理分類の作業自体は、多大の労苦の末、1953年に一応の完成をみたが、その後しばらくは戴教授及びその作業の資金上の協力者 David C. Buxbaum 教授の研究利用に専ら供せられ、1980年前後になってやっと、ワシントン大学所蔵のマイクロフィルムの複写許可という形で全文の一般利用の道が開かれた。マイクロフィルムは全体で三編・31 リール（1～16 リール：行政編。17～25 リール：民事編。26～33 リール：刑事編）に分かれ、現在日本ではポジフィルムの全てが東京大学法学部図書室に、民事編刑事編のネガフィルムとそのB四版大の焼付けが東京大学東洋文化研究所に所蔵されている。文書原物は長く戴氏の私宅に保管されていたが、数年前に台湾大学に移管されたと聞いている。

文書の日付は、乾隆 54（1784）年から光緒 21（1895）年まで分布するが、量的には咸豊（1851）年間以後のものが大半を占める。内容的には、戴教授の最終分類に従って言えば、告示等官庁宣示の命令法規類を主とする行政編 574 件、民刑事の裁判文書たる民事編 224 編、刑事編 365 件、計 1163 件に大分される（戴教授分類の詳細については【付録②】参照）が、そうした一件一件の文書が更に小さな文書からなっている。文書一件の構成の一例を【付録③】に示したが、例えば民事編について見れば、一件の文書は、通例、一方当事者が最初に官に苦衷を訴える訴状、それを見た相手側が出した訴状、付属文書、それらに対し地方官が書き加えたコメント（「批」）、関係者に対する召喚状、法廷での点呼簿（「提訊名單」）、供述の書取、判決文（「諭」）、両当事者が地方官に出す判決に従う旨の誓約書（「遵

依甘結」) 等等が、基本的には時系列に従い順次貼付される形で存在する。そうした文書点数は通例一件当たり二三十葉だが、多い時には二百数十葉に上る。そのレベルで言うならば、文書総点数は、二万点余りとも言える。それらの档案を用いれば裁判過程の最初の段階は詳しく調査が出来る。

また同様な州県衙門档案としては、中国第一歴史档案館所蔵『順天府全宗』の一部として嘉慶・道光・咸豊年間を中心とする順天府宝坻県の档案があり、近年中国の若い学者により利用されている。【付録①】として私自身の簡単な見聞記を付しておいたので参照されたい。

そしてこれは一般の地方衙門档案とは同日に論じ難いだろうが、手近に見られる地方レベルでの訴訟関係档案を含む刊行史料集としては、胡明清等編『曲阜孔府档案史料選編』第三編第十八冊「刑訟」(齊魯書社出版、1985年)を挙げる事ができる。同選編の他の巻にも訴訟関係文書を散見する。

また台湾所蔵の各級档案については、張偉仁・輯著 中央研究院歴史語言研究所專刊之七十六『清代法制研究 ；中央研究院歴史語言研究所現存内閣大庫原蔵清代法制档案選輯及相關之論述・輯一 ——盜案之初歩処理及疎防文武之參劾—— 冊一・冊二・冊三』(中央研究院歴史語言研究所、1983年、台北)の中に、盜案とその盜犯を捕まえ損ねた文武官に対する弾劾という限られた分野についてはあるが、行政機構の各級間を行き来した司法文書が詳細な注釈付きで収録されている。

以上が狭義の裁判文書・司法档案をめぐる史料状況である。そしてこれらが清代法制史料の中核であることも言うまでもない。しかし他面、清代司法は皇帝官僚制による行政統治の一部として為されたという(見方次第で「限定的」とも言えるし、また反面非常に「包括的」とも言える)特有の性格から考えれば、考察対象を狭く官庁内で行なわれる裁判過程、そこで作られる司法档案のみに限って行くことも出来ない。次の相異なる二つの史料領域も自ずから研究対象に含まれて来ることになる。

即ち法制史的な文書研究の第二の分野としては、契約関係を巡って作られた多数の私文書の研究が挙げられよう。例えば上記『淡新档案』などに見える財産争いの訴訟文書を見て行くと、訴状の附属文書として訴訟当事者たる人民が立てた売買契約書の写しなどが貼付されていることがある。そうした私的に作られる契約文書・私文書の研究は、単純に官文書を読むためだけにでも必要なこととなる。しかもここで振り返って考えてみれば、西洋近代型の法システムの中に住む我々現代人の感覚では、実はそうした契約文書によって日々作り出され維持される土地なり家屋なりの売買行為・売買秩序の方こそが「法秩序」という言葉が指すものの本体部分であり、裁判制度は結局の所その維持管理システムにすぎない。「法秩序」本体を論じない法制史研究というのも妙なものであろう。

ただ勿論そうは言っても、それらの・現代用語で言えば「民事法」に当たる分野は、伝統中国語で「法」と呼ばれる分野の中には含まれてはいなかったことも疑いの無い事実である。既述の通り基本的には悪行＝刑罰対照表としての性格を持たされている『大清律例』の中では、民事契約関係については、そのほんの一部が、しかも非常に断片的・非体系的に、また体裁としては刑罰規定の形で規定されているに過ぎない。また裁判自体が、まさに上述したように基本的に統制的・行政的・治安維持的な関心から為されていたため、そ

うした民間の規範意識が、裁判を通じて国家的な法規定の中に反映されることも無かった。それは、前近代中国の社会制度の中では「法」として扱われていなかった（つまりその意味では、清代司法の守備範囲は随分と「限定的」な性格を持つ）。それ故、狭義の司法档案・裁判文書だけを見ていたのでは、そうした法的構成の全体像は十分に把握できない。

しかし他面、清代社会が、土地の売買一つを取っても、同時期の他の文明、例えば江戸時代の日本などとは比べものにならぬ位に商業化された取引社会・契約社会であったことも疑いの無い事実である。そこに何かの規範秩序が無かった訳もない。そしてそうした民間私文書に示される人民の規範意識を明らかにして初めて、当時の官僚制の行なう裁判の正確な位置づけも可能になる。世界各国の法制史と並ぶ形で中国法制史の実態、その全体像を解明しようとするならば、研究に当たって民間契約文書も無視は出来ない。

清代民間の契約文書、特に土地の売買租佃契約を巡る文書については、中国においても傅衣凌教授以来の長い伝統があり、現在の文書の収蔵状況・研究状況については、楊国・「中国学术界对明清契約文書の搜集和整理」（『中国近代史研究』第五集、1987年、東京）という短文に概観がなされている。またこの分野については、戦前来の長い研究の伝統（【付録④】）を受け、日本にも多くの原文書が収蔵されている。その整理の一例として浜下武志等編『東洋文化研究所所蔵中国土地文書目録・解説（上・下）』（東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター、1983・86年）がある。収録内容については【付録⑤】を参照されたい。

そしてここでは取り敢えず土地契約文書について紹介をしたが、そこで言った研究の必要性は、その他の私文書（例えば家産分割文書、合股設立のための合同約、宗族・ギルドや各種の「会」の規約など）すべてについて言えることであろう。

さて以上は、清代司法が持つ、それが公法的・刑事的・治安維持的関心に重きを置き、民間の私法的・民事的・契約的關係については必ずしもそれを忠実に反映も統合もしていない、という性格から出て来る史的広がり、別言すれば、清代「法秩序」の全体像を解明したいという「現代の研究者」側の欲求に刺激されて広がって来る研究分野・史料分野の話である。

しかし、研究関心を狭義の司法档案・裁判文書を越えてその外に広げる動因・また広げざるを得ない原因は、実は清代の司法自体の中にも既に含まれている。即ち、清代司法は清代統治全般の中だけで考えても、別に独自固有の作用領域と作動原理を持っていた訳ではなかった。先程から繰り返し述べてきた通り、清代法制においては裁判をすることは、決して「統治」（或は読書人的な価値観に従えば「徳化」）と別個の一事、それらと切り離された完結的な領域としてあった訳ではない。こうした側面から言えば清代司法の守備範囲は、上述とは反対に、結構「包括的」なものであったと言えないことのないのである。档案レベルでもあまり区別してかかると妙なことになる。

例えば一例を挙げると、これは未だ档案レベルで実証できてはいないのだが、『天台治略』といった「公牘」類を読むと、判決文の中ばかりか「告示」と言われる本来的には一般的な行政的宣示の中で、個別地域での個別的紛争の処理方が指示されているケースもあり、また逆に幾つかの訴訟事件の連発を受けて、それらに対する一挙の解決として告示が出されているケースも存在する。そしてこれは最近論文の中で書いたことだが（寺田浩明「清代土地法秩序における「慣行」の構造」『東洋史研究』48巻2号、1989年）、有名な幕友で

あった汪輝祖が、当時の地方官に対してなした忠告の中に、楽だからと言って裁判を内衙・役所の奥で行なうてはいけない、務めて大堂で行い法廷での裁判過程をなるべく沢山の人民に見せるべきだ、という項目がある。即ち彼の意識においては、裁判は個別案件について処断することであると同時に、それを通じて人民に正しい規範を教育宣伝する場所であるとも考えられていたのである。徳化と裁判は別の一事ではない。

そこから考えれば、州県档案に含まれる裁判案件以外の諸文書、特に人民に対する指示の類は、同時に法制史研究の重要な研究対象とせざるを得ない。また（それを「档案」や「文書」の中に含めるかどうかは別として）官庁の指示を受けて建てられた各地の石碑碑文の類も当然法制史研究の対象の中に入って来ることになるであろう。清代官僚制、具体的には親民官である州県官が、どの様に人民を支配し統治していたのか、その中で狭義の司法・裁判はどの様な位置を与えられどの様な役割を果たしていたのか、そうした関心から言っても、史料範囲を狭義の司法文書に限ることは出来ないことになる。

そこで法制史的な文書研究の第三の分野として、官庁档案の中に含まれる狭義の裁判档案以外の諸档案の研究が挙げられることになる。このことは、職掌において既に専門化がなされている刑部の档案などとは違い、その性質として統治万般の案件が含まれる州県衙門档案の研究においてはとりわけ重要なこととなる。

3、清代法制史研究における档案研究の現状

さて以上に述べたように、清代の法制と公私文書との関係は、狭義の裁判過程・司法档案を中心に置いて、一方では民間の契約文書類へ向けて、他方では官庁の人民統治万般の档案へ向けて、その広がりを考えることが出来る。そこで次に、では清代法制史家は、档案・私文書を巡って現実にはどの様な研究をしているのであろうか。またしていないのであろうか。簡単に研究の現状を整理しておくことにしよう。

まず第一の分野、司法档案・裁判文書それ自体の研究から見て行く。その中で中央の刑部の档案を巡る研究作業として先ず挙げるべきは、上述の乾隆刑科題本の整理研究作業ということになるだろうが、見るところそれらの整理作業は、専ら中国第一歴史档案館・中国社会科学院歴史研究所の研究者によって担われている模様であり、逆にいうならば、法律学・法制史学の專家がそれに参与しているという話は余り聞いていない（そして実際「土地、債務類」という現行の分類項目名も、その善し悪しとは全く別の問題として、どうも余り「法制史風」ではないという印象は避け難い）。また対象を清代全般の刑部档案研究に広げても、法制史学・法律学の專家としては、清入関前の法制を反映する原満文の『盛京刑部原档』（中国人民大学清史研究所・中国第一歴史档案館、訳。群衆出版社、1985年）の出版協力者として中国政法大学・張晋藩教授の名前を見る他は、法制史家の関与を余り知らない。

またそれら档案を用いた研究についても、社会経済史研究においては、例えば刑科題本が盛大に利用されているという印象を与える書物として周遠廉・謝肇華『清代租佃制研究』（遼寧人民出版社、1986年）といった著作を挙げられるのに対して、法制史研究ではそうしたものを未だ多く見ない（例外として、上記『盛京刑部原档』整理作業に対応するものとして張晋藩「従崇徳三、四年刑部満文原档看清代刑法」『法史鑑略』、群衆出版社、1988年、および張晋藩・郭成康『清入関前国家法律制度史』、遼寧人民出版社、1988年。また刑

部档案と順天府档案を活用したものとして鄭秦『清代司法審判制度研究』、湖南教育出版社、1988年)。中国の法制史家の大半の人々の関心と努力は、当面はむしろ刊行史料である法典研究の側により多く向けられているように見える。

台湾においては、前述の通り張偉仁教授により、法制档案の整理がなされ、それをを用いた清代司法組織の詳細な研究が為されている(上掲書第一冊)。現在も張教授を代表者とし、三十余名の助手(大部分は歴史系・中文系の出身者だという)を補助とする中国法制史研究計画が進められ、所謂「内閣大庫档案」をまとめた『明清档案』の出版作業(現在までに45冊)と平行する形で三法司関係の档案研究が進められていると聞かすが、その新たな成果については情報を持たない(台湾における法制史研究の現状については台湾大学法学院博士課程の黄源盛氏に「台湾における中国法制史研究の概況」なる紹介文がある。『東洋法制史研究会通信』第3号、1989年3月)。

日本においては、刑部の档案を直接に用いた研究も、またそれを全面的に対象とした論文も未だ見られない。ただ乾隆刑科題本について、上に引いた『清代地租剝削形態』を引用史料の一部として利用する論文著書は幾つか書かれている(全てはフォロー出来ないので法制史研究に関連するものの中で目に留まった数例のみ挙げれば、早いものとして藤井宏「一田両主制の基本構造・九」『近代中国』14、1983年。最近のものとして三木聡「抗租と法・裁判——雍正五年の《抗租禁止条例》をめぐる」『北海道大学文学部紀要』37-1、1988年。草野靖『中国近世の寄生地主制——田面慣行』、汲古書院、1989年。前掲・寺田浩明「清代土地法秩序における「慣行」の構造」。それらはどれも、档案内部に書かれている事実関係に着目してそれを素材として利用するという形を取っており、内容的には或は租佃関係の法的特質(藤井論文・草野著書)、或は抗租に対する中央政府の態度(三木論文)、或は在地における紛争のあり方の特徴(寺田論文)などが論じられている。

州県衙門档案を用いた研究としては、まず『淡新档案』については、その整理者たる戴炎輝氏により、「隘制」「屯制」等の台湾史特有の制度の形成と運用の実態を同文書中に探る一連の研究(のち同氏著『清代台湾之郷治』、聯経出版事業公司、1980年に集成された)が、またその協力者 Buxbaum 氏により、同文書全体の統計的分析を通じて清代民事裁判制度が予想外に良く機能していたことを言う 'Some Aspects of Civil Procedure and Practice at the Trial Level in Tanshui and Hsinchu from 1789 to 1895' ("The Journal of Asian Studies", vol.30,no.2,1971) がなされ、また近年、滋賀秀三氏により、前掲・「淡新档案の初歩的知識——訴訟案件に現われる文書の類型」の他に、「清代州県衙門における訴訟をめぐる若干の所見——淡新档案を史料として」(『法制史研究』37号、1988年)が書かれている。

『宝坻県档案』については、鄭秦氏の前掲書『清代司法審判制度研究』がある他、曹培「清代州県民事訴訟」(『中国法学』1984年)なる論文があるという(未見)。

また『巴県档案』をめぐるのは、Madeleine Zalin "The Right of Tenants in Mid-Qing Sichuan: A Study of Land-Related Lawsuits in the Baxian Archives" ("The Journal of Asian Studies", vol.45,no.3, 1986) なる論文が書かれている。

第二の分野たる私文書、特に明清土地契約文書については、傅衣凌教授以来の研究の伝統を受け、中国において多くの地域別研究論文・研究書籍が今も続々と公刊されている他、

近年には楊国・『明清土地契約文書研究』（人民出版社、1988年）なる全土の土地契約文書についての包括的な研究書も出た。史料的な側面についても整理は進行中と見え、つい最近も徽州についての分厚い契約文書史料集が出版されている（安徽省博物館編『明清徽州社会経済史料叢編』第一集、中国社会科学出版社、1988年）。しかしここにおいても研究関心は主に経済史的な方面からするものが多く、法学的・法制史的な関心については、上記楊著が「中国契約学」の提唱という形で法学的分析視角を提起した他、余り多くは表に出ていない（1989年四月に北京で開かれた「中国法律史国際学術討論会」の提出論文として出された北京大学歴史系の張傳璽教授の「中国古代契約資料概述」は数少ない例外であろう。しかしそこでの研究の主眼は金石文を用いた西周兩漢の契約にある）。

台湾における契約文書の蒐集としては、上記張偉仁教授および台湾省文献委員会・王世慶氏等による清期、日本植民地期の台湾民間古文書、契約文書の集大成、『台湾公私蔵古文書影印』全十輯が著名である他、清代古文書の蒐集として三田祐次蔵・張炎憲編『台湾古文書集』、南天書局有限公司、1988年等がある。

日本においてもこの方面については、臨時台湾旧慣調査会『台湾私法』全三巻13冊（1909～11年）以来、膨大な量の研究がある。そしてそれらの多くは、法学的な関心と概念枠組みを持つ。主要な研究については再度【付録④】を参照されたい。

そして最後に第三の分野、裁判関係文書以外の諸档案も視野にいった総合的な档案研究について言うならば、これは論理としては誰もが当然と認めながらも、その実際については未だ誰も手を付けていない、と言って良いと思う。

4、档案研究における法制史学特有の事情

さて、以上が私の知る限りでの当面の研究概況である（ただ雑事に追われ研究史を良くフォローしていないので、見落としが少なくないと思う。失礼があったらお詫びしなければならぬ）。

そこで振り返って全体的に言うならば、档案研究の専門家の方々を前にして言い難いことだが、法制史家による法制史的な档案研究はそう盛んなものとは言えない、今のところ法制史家は档案研究に余り熱心とは言えないというのが現状であり、また大方の皆さんの感想であろうと思う。或は中には刑科題本という如何にも法制史研究のためにこそ存在するかに見える档案がありながら、法制史研究者による本格的な取り組みが少ないことをいぶかる人もいるかも知れない。

中国における档案整理の担当者の問題については勿論私の守備範囲の外である。そこでここでは専らそれを用いた研究の側面についてのみ考えてみることにするのだが、実はその研究がそう多くはないということについても、それは相応の理由があることなのではないか、というのが私の見方である。そこで最後に档案研究における法制史学特有の事情と私の考えるものを挙げ、また档案研究によって進展が期待される分野というものを考えて置くことにしよう。

私の見るところ、法制史的な諸文書とその研究は、他の例えば政治史的研究・経済史的研究と対比したとき、幾つかの独自の性格を持っているのではないかと思う。

即ち第一に、これは特に政治史的な档案と対比した場合に言えることだが、法制関係档

案は数量的に多い代りに、内容的には基本的に似たものが多い、という事実は考えておいて良いことだと思う。

というのも、まず裁判档案において描かれるものはどれも決して「歴史的大事件」などではない、実に有り触れた日常的な紛争・諍いである。当然大筋においては似たような事件が各地各代にそれぞれ膨大にあり、しかしかと言って放置する訳にも行かず、かくして行われるその果てしの無い処理業務の連続が法律実務の大部分を占めている。その中で作られた裁判档案も結局はそうした果てしの無い日常業務の記録である。それ故に、それらの档案の研究においては、政治史研究などとは明らかに異なり、特定の事件の顛末を档案を通じて詳しく明らかにするという事はそれだけでは有意の研究テーマになり難く、また何よりそれ以前に、目指すべき「事件」が無い以上、膨大な档案庫の中のどの函から読めばよいかすらも分からない（そしておそらくどの一部を読んでもそれだけでは意味が薄い）。無論そうした個別事案の正確な理解なくして何かが語れるとは誰も考えてはいないが、他面、個別事案の顛末の確定だけでは法制史の議論にならないことも明らかであり、それ故そこでの仕事は自ずと、最初から史料分野の特定すら出来ないままにひたすら沢山の量を読み進め、そこから最後に「共通する性格」とでも言うべきものを取り出すという作業にならざるをえない。想像するだに果てしが無い。

そして第二に、これはもう少し面倒な話なのだが、法的な世界というのは、政治的な世界・経済的な世界と少し異なり、それに関与する人間が同時代的にそれら文書を繰り返し繰り返し整理しコントロールしている世界である。

もう少し具体的に言うと、裁判档案がその様な果てしの無い性格のものであるという事情は、我々にとってそうである以上に、実は当時の法制実務家にとっても困った問題であった。と言うのも、彼等は（別にそれが義務とされた訳ではないが、他面上記の司法の構成から言って当然のこととして）個々の案件の処理に当たって先例（「成案」）を参照したいという気持ちを強く持っていた。そこでそうした欲求に応えるべく、（少なくとも清朝法制が安定期に入った以降については）同時代において既に幾つかの巨大な判決例集が逐次編纂・増訂・刊行されていた。『刑案匯覽』60巻（道光14年刊、乾隆元年から道光14年までのほぼ100年間の刑案、5640余件）、『続増一』16巻（道光20年刊、咸豊2年合刊。道光年間の1670余件）、『一統編』32巻（光緒10年序。道光18年から同治10年までの1696件）、『新增一』16巻（光緒14年刊。道光22年から光緒11年までの新例291件）。これだけでも九千件余りが既に選りすぐられている。またこれ以外にも、『駁案新編』『駁案続編』『例案全集』など各種の書物がある。当然これ等も、刑部の档案を素材として編まれたものである。

裁判档案の回りにはこうした副次的な刊行史料が幾つかある。しかもそこでは、法的に見て重要な、即ちそれまでの法的実務と比べて新しい判断を含む案件が予め選別されている。つまり別言すれば、上記で述べた「様々な事案処理に共通する性格」「そこで個々の判断・処理を指導していた原理」即ち「法理」の発見を研究目的として掲げるならば、档案と編纂物との両者が出揃った現時点で考えてみても、後者を読んだ方が圧倒的に効率的なのである。そして事実（档案それ自体ではなく）それら書籍となっている裁判史料を用いた法制史研究は中・日に双方において以前からあり、また現に着々と進められてもいる。勿論、そうした編纂書物における事案本体の記述は概ね簡略であり、微細な価値判断の分かれ目と事案細部の事実との対応関係は突き止め難い。だから限界が無いとは言わない。し

かし逆に言えば、その記述の簡略ささえも見方次第では、同時代人が要求した操作した細かさの程度を示していることもまた事実な訳であり、档案を駆使したところで、何か有意な法的議論がそこから必ず出て来るとは限らない。

そして刑部レベルほど完備はしていないとはいえ、同様の史料的事情は、州県レベルでの裁判実務についても言えるであろう。州県・府の長官達が、退任後に自分の治績を振り返り、自分で気に入る・かつ後世に残したいと思う（つまり彼の目から見て「有意な」）判決文の要旨を集めて作る文集「判語」（著名なものとしては『資治新書』『天台治略』の一部、及び『判語録存』『府判録存』『槐卿政蹟』『四西齋決事』など。前掲・滋賀秀三『清代中国の法と裁判』の巻末により詳細な書誌リストがある）の中には、誰もが判断に迷う限界的なケースについての当時の地方官の思考の跡が残されている。地方官達が基本的にどんな思考パターンで問題を解決して行ったかの中核部分は、これで十分に探り得る（また事実『淡新档案』の民事編刑事編の全体を検討された滋賀氏自身が、法理研究の為なら判語の方がむしろ手ごたえがあるという感想を漏らしておられる。滋賀氏前掲「若干の所見」論文、43頁）。

そしてまた更に、視野を裁判過程から転じて先に述べた第二の分野・民間の私文書について考えた場合も、実はここにも同じ様な事情が付いて回る。即ち、土地契約文書を幾らか繰ってみれば誰もが気がつくように、それらの文書は（小さな地域差があるとは言え）大部分が似たような様式で作られている。経済史研究ならば、それらに現われる土地売買代価や租額の数値データ（当然これ等は全ての契約文書について個別的である）を素材に新たな研究を展開し得る（例えば章有義教授の研究）。しかし法学的に見れば、実は一つが分かれば大体の話は終わりになる。後の作業はむしろそれが例外的事例でないことの確認のために費やされる。

そしてこれについても、実は当時の人々自身がその様になるようにしていたのである。土地売買契約文書の多くはそれを業とする代筆業者により作られていた。彼等は定型の書式（一種の「種本」）を持っていて、人名と地名・代価といった固有部分だけをいじる他は、大体はその書式に従って契約文書を作成していたと思われる。同じでないわけが無い。そしてそうした定型の根の所に、『三台万用正宗』『学海群玉』『雑字全書』『尺牘双魚』などと言った明代の日用百科全書がある。勿論、各地の土地慣行・特に清代になって進展した土地慣行を細かく調べるには、（地方志類と並んで）幾らかその地その地の契約文書本体を研究せざるを得ないことは確かだが、基本的に上記の事情がある以上、その量的充実は必ずしもそれに見合うほどの多くの成果を生まないことも事実なのである。

つまり、以上の第一・第二で述べたことは、裏表の関係にある。官においても民においても、法律実務というのは大部分は定型業務であり、また定型業務にするべく当時の人々自身が努力さえしていた。それが法律実務の中核部分を成し、残りは既に彼等にとってすらパンのための作業である。その作業過程で作られた文書が似たような話になるのはやむを得ない。他面、法制史研究の側でも、「法理」の発見と解明を目指して档案・私文書を読もうとするならば、大多数の事案は、言わば「また同じ様なものが出てきた」と読み飛ばすためにある。それならむしろ、それが存在する分野については、当時の人々による第一次的な整理の成果や、或は「種本」を見た方が早い。つまり法制史研究の中心課題の一つである「法理の解明」的な側面では、档案研究はせいぜい補的な位置を占めるに止まらざるを得ない事情があるのである。それを専ら用いた研究が少ないのも理由の無いことで

はない。

ただ勿論これが或る種の「怠け者の言い訳」に近いことも認めざるを得ない。事実、例えば現代日本の法律学者達は、現代日本の流動する法理を解明する為に、最高裁から地方裁判所までの膨大な判決文本文（つまりは「档案」である）を読みこなす形で研究作業を進めている。『判例百選』で論文を書く法学者など居はしない。その意味では原理として、清代法制史家も档案を読んで、微細な流動をも追求すべきである、と言って悪い筈もない。となると結局問題は、中国法制史研究者の絶対数と研究すべき対象の量的大きさととの間の比例関係、そこから自ずと帰結されてしまう研究密度の辺りにあるということになるのであろう。しかし逆に言えば、だからこそ（悲観論になるが）今後も恐らく基本的に上記の事情に変わりはないかという気もしてくるのである。

それでは反対に、清代法制史研究にとって文書研究が寄与するのは、どのような方面についてであろうか。これは言うまでもなく、今後の法制史研究者の工夫に懸かっている。思いもよらぬアイデアも有るかと思う。ここでは当面思いつくものを挙げると、恐らく史料の性格から言って、次の様な幾つかの方面が有望であると思う。

第一に、刑部や州県の裁判档案は、刑案や判語に比べて、とにかく事案の事実経過本体の記述が抜群に細かい。というより旧中国社会における紛争の具体相はこの種の史料によって初めて我々の目に明らかになった。そこで何か奇妙な話でもあるが、裁判文書を用いて、しかも裁判自体（そこで用いられた法理・法源・判断内容など）についてはなく、それら档案によって初めて詳細な記述でもって示された諸々の社会的紛争の側のあり方について研究をなす余地が出てきた。例えば、先に挙げた日本における刑科題本史料集『清代地租剥削形態』の利用のされ方は、意図されたものでは無いにせよ、そうした方向を自ずと向いている。また州県衙門档案を巡っても、滋賀氏前掲の「清代州県衙門における訴訟をめぐる若干の所見——淡新档案を史料として」の第一節「紛争と暴力」は、档案の訴状に書かれた文言を用いて清代民事紛争の暴力性を具体的に指摘している。

第二に、裁判档案について、その判示内容に着目するならば、その内容は従来の公刊史料で分かるものの範囲を大きく出ないことは既述の通りだが、反対にその手続のあり方に着目するならば、档案によって初めて明らかにされる分野は（特に州県レベルでの裁判手続について）少なくないだろう。例えば、滋賀氏は上掲論文第二節「令状とこれを手にする差役の機能」において、『淡新档案』に含まれる差役派遣の為の文書（の写し）の内容分析を通じて、訴状を受け開廷に先立って行われる差役の派遣が、決して当事者の召喚の為だけではなく、時にはその訴状で取り上げられている紛争自体の調停や和解の促進、現に眼前で進行している実力行使の制止・原状回復、差押えといった紛争鎮静的な機能をも果たしていた、という従来の定説を覆す新事実を指摘している。この方面も一つの有望な研究分野となる。

そして第三に、これは特に州県衙門档案について言えることと思うが、視野を一地域に狭く限ることによって、前述の裁判と統治全体の連関のあり方をより深く解明できる可能性があることも言うまでもない。先に【付録②】として言及した『淡新档案』内容目録は、一面では収録文書リストにすぎないが、他方から見れば実は、清代州県衙門が文書を用い処理した案件の万華鏡的な一覧表とも言える。実に多方面の事を彼らは同時進行的に処理していたのである。具体的な档案を通じてそれを解明することは、興味深い課題をなすだ

ろう（例えば『淡新档案』全件を年代順に整理し直すと、戴炎輝氏による事案別分類表とは違った顔を見ることが出来るかもしれない）。これは今後の課題である。

即ちどれについても言えることは、狭義の司法制度をそれ以外の部分（それは既述の通り「社会」でもあるし「統治全般」でもある）との接点において捉えようとするとき、档案史料はかなり有効な情報を我々に与えてくれるであろう、ということである。そして勿論、それが十分に為されるか否かは、今後の法制史家の努力次第と言うことになる。

おわりに

さて、法制史研究と档案研究との関連について、以上に拙い考えを述べてみた。勿論元から不勉強な人間が、しかもこの講演依頼を受けてからの極く短い期間で、十分な調査も無いまままとめた報告であり、もとより不十分なものであり、かつまた日本の法制史研究者の意見を代表するものとも思えないものである。思わぬ思い違い、重大な見落としをしているのではないかと恐れている。御批判、御叱正を乞いたい。

【付記：叙述の性格としてやむを得ぬこととは言え、本稿の「1、清代法制の概要」の数節に、拙稿・寺田浩明「清代司法制度研究における『法』の位置付けについて」（『思想』792号、1990年6月）の叙述と重複する部分がある。お詫びしてお断わりする。】

【付録①】再録（原載『東洋法制史研究会通信』第4号、1989年5月）

宝坻県档案と乾隆題本——中国第一歴史档案馆見聞記

寺田 浩明

清朝時代の地方官庁の档案としては台湾北部の『淡新档案』が日本ではよく知られているが、最近出版された鄭秦『清代司法審判制度研究』（博士論叢。湖南教育出版社、1988年）には、北京近郊の宝坻県の档案の中から採った訴状の写真が掲載されている（その版式は『淡新档案』に非常によく似ている）。

前述の通り、学会〔中国法律史国際学術討論会〕の大会発言の第一番目として張晋藩氏により清代法制史の史料状況の整理がなされた。そこで、その機会にこの宝坻県档案の詳細について質問したところ、張氏が連絡してくれたのか、翌日午後にこの本の著者・鄭秦氏がわざわざ宿舎に尋ねてくれ、24日早朝、この档案を収蔵する中国第一歴史档案馆に同道して自ら紹介解説をしてくれる事になった。また同日は、北京到着以来何かと面倒を見てくれた華夏研究院の副研究員・徐立志氏も同道し档案馆副館長に掛け合ってくれ、望外にも、乾隆刑科題本が収蔵されている档案馆の書庫内部も見ることが出来、24日は一日これ等の档案を見て過ごした。この機会に、この二つの見聞を整理し記録しておく。

■宝坻県档案について

宝坻県档案は、档案馆の分類では『順天府全宗』なる档案の一部としてある。そしてこの『順

天府全宗』については既に大まかな整理がなされており、『順天府全宗案巻目録』なる手書きの冊子が出来上がっている。鄭秦氏によれば、この整理は随分前に行なわれ、整理をした方は既に逝去しておられるという。冊子はB5版横書きで、各ページが十段ほどに罫線で分けられ、各巻毎に一段分の欄を割り、「大分類」「その巻の内容摘要」「その巻の収録文書が作成された朝代名」「その巻の収録件数」が記載されている。大分類をまとめると、以下のようになっている。

1、職官官制	第 1 巻～ 23 巻	全 23 巻	
2、民政警務	第 24 巻～ 51 巻	全 28 巻	
3、憲政	第 52 巻～ 53 巻	全 2 巻	
4、法律詞訟	第 54 巻～245 巻	全 192 巻	
5、鎮圧革命運動	第 246 巻～251 巻	全 6 巻	
6、軍務	第 252 巻～272 巻	全 21 巻	
7、財務金融	第 273 巻～301 巻	全 29 巻	
8、工業交通	第 302 巻～304 巻	全 3 巻	
9、農林商務	第 305 巻～314 巻	全 10 巻	
10、外事往来	第 315 巻～316 巻	全 2 巻	
11、伝教教案	第 317 巻	全 1 巻	
12、礼儀	第 318 巻～320 巻	全 3 巻	
13、文教衛生	第 321 巻～323 巻	全 3 巻	
14、其他	第 324 巻～333 巻	全 10 巻	全 13187 件

ここで言う一巻は、文書を適宜分類収蔵するための便宜的なまとまりと見え、外形的には薄手の白ボール紙を折って作った天地 40cm 程、横 20cm または 30cm 程、厚さ 3cm または 10cm 程の箱状の紙ばさみの中に文書をパンパンに詰め込んだ形をしている(適当な十巻ほどが外資閲覧室に既に出されていた)。

訴訟文書は、上記分類の内、4の「法律詞訟」(第 54 巻～245 巻) 全 192 巻に含められている。上記目録から各巻の内容摘要をまとめて写しておく。

巻 54	刑部等關於頒發詞訟案例、司法成案、刑律及司法統計等問題的文件
巻 55	宝坻県等關於・理秩序審応解、免解、留養定擬及一般民刑案件的審理外決等問題的ファイル
巻 56～62 巻	順天府宝坻県關於監獄在監案犯的管理、獄卒の更調、監獄的准修及越獄等問題的ファイル(之一)～(之七)
巻 63～64 巻	順天府宝坻県等關於呈報在監人犯各数事由發放獄囚半石錢文数目等底冊(之一)～(之二)
巻 65～77 巻	順天府宝坻県等關於・理民刑案犯的流徒逮解等問題来往文件(之一)～(之十三)
巻 78～86 巻	順天府宝坻県關於・理潜逃”罪犯”、徒犯的緝捕問題的文件(之一)～(之九)
巻 87～94 巻	順天府宝坻県等關於・理所属郷保、首事、書手人等的選挙撤換等問題的ファイル(之一)～(之八)
巻 95～108 巻	順天府宝坻県關於土地、地租糾紛方面的案巻(之一)～(之十四)
巻 109～112 巻	順天府宝坻県關於房屋、房基地糾紛方面的案巻(之一)～(之四)
巻 113～120 巻	順天府宝坻県等關於・理賭博、討・賭債等問題的文件(之一)～(之八)

- 卷 121～152 卷 順天府宝坻県關於承理偷窃方面的案卷（之一）～（之三二）
- 卷 153～160 卷 順天府宝坻県等關於・理官吏郷保的敲話勒索及結・搶等問題的文件（之一）～（之八）
- 卷 161～173 卷 宝坻県等關於審理民人呈訴婚姻、姦情方面的案件（之一）～（之十三）
- 卷 174～179 卷 宝坻県關於審理民人呈訴拐騙婦女販賣人口方面的問題（之一）～（之六）
- 卷 180～184 卷 順天府宝坻県關於・理過継承嗣及其他家庭糾紛等問題的文件（之一）～（之五）
- 卷 185～195 卷 宝坻県等關於審理民人呈訴債務糾紛方面的案件（之一）～（之十一）
- 卷 196 順天府宝坻県關於・理強迫入教、教民欺压貧民百姓等問題的案件
- 卷 197～245 卷 順天府宝坻県關於承理毆鬪及其他糾紛方面的案件（之一）～（之四十九）

目録の記載を合計すると、「法律詞訟」全 192 巻中に含まれる案件総数は 6107 件であるから、各巻には平均 30 件ほどの案件が含まれることになる。また時期的には、鄭秦氏に依れば、乾隆から光緒期までのものがあるが、嘉慶・道光・咸豊年間のものが多いそうである。

保存状況を見るために、試しに巻 95「順天府宝坻県關於土地、地租糾紛方面的案卷（之一）」を取って見てみたが、巻の内部は殆ど未整理に等しい。①文書は裏打ちもされず、（恐らく元あったままに）束ねられ丸められている。破損していない文書は殆ど無く、しかも破れかけた薄い紙が乱雑に重なっているため一枚一枚を剥して読むことも困難であり、また大きな紙は上半分がちぎれて他の部分に混ざり込んでいて対応関係をつけるのも難しい。②それ故、何処までが一案件なのか一目で判別することはできず、また案件毎の整理番号なども振られてはいない（これと対比してみる時、『淡新档案』の現在の整理状況のすばらしさ、それに費やされた戴炎輝氏の努力と功績が如何に大きかったかが痛感される。鄭氏に『淡新档案』の現況を告げると、鄭氏は「請轉向戴先生問好。他做了一件很有意義的工作！」と言っておられた）。

また鄭秦氏によれば、これまでに本档案を利用した研究は非常に僅かしかない。まず第一は鄭秦氏自身の上記研究であり、氏はそれに当りこの档案全 333 巻全てに目を通したそうである（それを通じた文書分類の現況についての知見として、当初分類の不備、つまり巻の標題とそこに分類配分された档案の内容とが必ずしも正確には対応していないこと、またこの分類項目自体が内容に照らして「不科学」であることを批判されていた）。第二は、鄭氏の同学で現在イギリスにいる曹培女史で、女史には「清代州県民事訴訟」（『中国法学』1984 年）なる論文があるという（未見）。またこの外に、中国系アメリカ人の手により、本档案を利用した保甲・郷保の研究があるそうである。

鄭秦氏は、この档案全体の中から一部分を選んで史料集の形で出版する意図があるが、予算的な問題が残っているとされていた。誰もが自由に使いこなせる様にするには、まだまだ大変な作業が残っている档案である。

■ 档案館乾隆題本書庫の模様と刑科題本の細目について

清代乾隆期の刑科題本は、中国でそれを主要な史料とした（主に租佃関係を対象とする）論文が幾つか書かれており、また史料本体の代表的な部分も既に『清代地租剝削形態』（上下二巻）なる史料集の形で選録、刊行されており、日本の研究者にとっても決して馴染みの薄いものではない。

しかし、そうした中、ものの本を読んでも、また中国から来日する学者に質問しても、奇妙に分からない点が幾つか残されていた。即ち、上記史料集は乾隆刑科題本の内の「土地債務類」を

まとめたものだと言われるが、ではそれ以外に档案馆においてはどんな「類」が立てられているのか、またそれら分類の中で、当の「土地債務類」はどれほどの比重を占めるのか、そしてそれら刑科題本の全体の整理の進捗状況はどうなっているのか。勿論その疑問を直接に解決する方法はある。乾隆題本の全部を見てみればよい。

そこで、法学研究所に書いて頂いた紹介状の批准を得るため第一歴史档案馆副館長に面談する機会があった折りに、刑科題本が納められている書庫の中に入れて貰えないか、頼んでみた。当然の如く、最初は断わられてしまったのだが、(徐立志氏の御尽力があったのであろう)最後には見せて貰えることになり、中に入って一時間ほど色々メモをしてきた。その見聞を簡単に報告する。

案内してくれた司書の方の説明によれば、清代の档案は三つの部屋に分けて収蔵されており、私が見たのはその内の第二庫(551庫)である。また徐氏の話によれば、乾隆の題本はすべてここに納められているという。

部屋は档案馆の五階にあり、入口は鉄の扉で閉ざされ窓は全く無い。部屋の中央には通路があり、そこから両側の壁に向かって、五段の木製の両面書架が30連程づつ並んでいる。両面書架は、一面づつ第1排、第2排と名付けられ、入口から時計回りに62排まで番号が振ってある。

乾隆題本の档案は、横13cm程、奥行き27cm程、高さ13cm程の、紺色の布でモールドされた長方形の函(帙と言うべきか)に数件から二三十件ほどづつまとめて納められている。そして各函の正面(13cm×13cmの側面)には9cm×6cmの紙ラベルが張っており、そのラベルは印刷された四段の枠組みからなっている。第一段には予め「刑科」「戸科」といった分野名が印刷され、続いてその各分野題本での通し番号がナンバリングで打ってある。第二段には「土地、債務」といった内容分類がこれも多くは印刷の形で書き込まれている。そして第三段には「乾隆朝 年 月至 月」(多くは空欄のままである)、第四段にはその函に納められた文書件数を書く欄がある。

書庫内にはこの函が、ラベルのはられた短辺を正面に向けて、書架各段に二段重ねにしてぎっしりと並べられている。また各書架の通路側には、その書架(排)に収蔵されている函の分野と通し番号の初番・終番を書いた紙が張っており、そこでその全てをメモしてきた。それを分野を軸にしてまとめ直す以下のようなようになる。

「戸科題本」	1～5576	第 1 排～第 25 排
「兵科題本」	1～318	第 26 排
「工科題本」	1～2006	第 26 排～第 30 排
「刑科題本」	1～10171	第 30 排～第 48 排
「順治朝掲帖」	1～40	第 48 排
「前三朝題本」	1～899	第 49 排
「通本」	1～783	第 50 排～第 52 排
「東北移交題本」	1～1488	第 53 排～第 58 排
「吏料掲帖」		第 58 排
「戸、兵、刑科掲帖」		第 59 排
「工科掲帖」		第 60 排
「光緒朝掲帖」		第 60 排

以上の四者は、箱に入っておらず束ねて紐で縛ってある(未整理?)

「移会」	1～569	第 60 排～第 62 排
------	-------	---------------

「移副」 1～195 第 62 排

そこで次に、問題の刑科題本の棚（第 30 排～48 排）に入り、各函のラベルの第二段・分類名の欄を読んで行くと、その内容は以下の通りである。

「土地、債務」	0001～9214	（9215～9228 は欠番か、見落としか？）
「違禁」	9229～9238	
「貪汚」	9239～9246	
「違禁」	9247～9292	
「貪汚」	9293～9760	
「違禁」	9761～10171	

なお「土地、債務」の間の記号は、句点ではなく並列を示す「等号」である。またその内 0001～0120 には、ラベルの第二段に「土地、債務」の外に「命案類」なる記入がある。

即ち、取り敢えずの結論としては、意外なことに、（これが全てであるとする）乾隆刑科題本は現在すべて整理済みであり、それは「土地、債務」「違禁」「貪汚」の三つに分けて収蔵されており、しかもその全体の 90%が何と「土地、債務」であり、残り 900 函ほどを「違禁」「貪汚」が二分する、という分類になっている。——どうも何とも意外なことだ。

さてそこで細かな問題になるが、ではそこから単純に、档案馆は乾隆刑科題本の整理分類を、終始「土地、債務」類、「違禁」類、「貪汚」類の三つに分けるべく行なったと結論してよいのか。というのも、そもそも刑部の題本の分類が最初からこの様な規準に従って為されるというのは非常に奇妙なものだ、という感を拭いきれないからである。そこで気になるのは、上述の「土地、債務」の 0001～0120 函のラベル上に現われる「命案類」なる（如何にも刑科題本の分類規準に相応しい分類名の）記入の存在である。これは何なのか。これと上記の最終分類との関係はどうなっているのか。そして考えてみると、この「命案類」なる用語法はここ以外にも見えるものである。

即ち、ここまでは档案の納められている函のラベルのみを見てきたが、その中には当然個々の档案が入っている。個々の档案は、天地 24cm、幅 48cm 程の紙が次々に何枚も貼り継がれた横長の紙が 12cm 幅で順次丁寧に折り畳まれた形で存在する。そして個々の档案は、档案馆が分類整理用に作った薄い白い紙で包まれており、その紙の中央部分には分類用の記入項目型式が印刷されている。上段の第一行目には「 類 項」、二行目に「第 号卷 第 号」と定型文字があり、以下四角い枠組みの中に「文件作者」「時間」「摘要」「附 件、 内容：」「備注」それぞれを書き込む欄が設けられ、最後に枠の下に「共 件」と包まれた文書の件数を記す欄がある。そして私が閲覧室でゆっくりと手に取って見たのは「土地、債務」の 0186 函の諸档案であるが、その包紙の上部にはどれにも最上段に「命案 類 土地債務 項」と書いてあった。つまりここから見る限り、「命案類」こそが「類」レベルの分類項目であり、「土地、債務」は、その下位の「項」レベルの分類項目の一つである（或は「あった」と言うことになる。どうなっているのだろうか。

詳しくは、もっと沢山現物を見て行けば分かることだが、当面の知識だけで簡単な推理をしてみると、どうやら乾隆刑科題本の分類規準は、分類整理の途上で揺れ動いた。当初は「命案類」etc といった如何にも刑部に相応しい大分類が立てられ、その部分分類として「土地、債務」等の項が立てられ、分類整理が始められたが、読んで行く内に、（恐らく整理を担当した社会経済史学者の関心に引張られて）土地債務関係に入れられる部分が急速に肥大して行った（そしてこの様に紛争の機縁に着目した分類規準を立て出せば、成程農民の起こす人命事件の大部分は土

地・債務がらみであろうから、ここに入るものが多くなるのも無理からぬことだ)。その結果、「土地、債務」が、「項」から「類」に昇格し（「命案類」なる分類は捨てられ）、最後にどうしても「土地、債務」に入りきれないものだけが残し、それが「違禁」「貪汚」に分類された。

一日だけの見聞では、こんな推理しかできないが、本当の所はどのようなのであろうか。もう少し内容に亘る調査をしてみたい、また整理分類した方にもう少し聞いてみたい点である。

以上、雑駁な観察であるが、当面知り得たことを記録しておく。

【付録②】『淡新档案』分類表（台湾文献叢刊第 295 種『淡新档案選録行政編初集』、台湾銀行經濟研究所、1971 年、所載のものを編集。行政編の右端にある数字は、マイクロフィルムのリール番号）

1	行政編	11	総務 (100)	111	祀儀 (7)	11101-11107	(1)
				112	吏務 (17)	11201-11217	
				113	吏紀 (27)	11301-11327	
				114	薪津 (11)	11401-11411	
				115	外事 (11)	11501-11511	(2)
				116	移交 (10)	11601-11610	
				117	雑事 (17)	11701-11717	
		12	民政 (91)	121	学務 (4)	12101-12104	(3)
				122	郷保 (44)	12201-12244	
				(台湾文献叢刊には、以上の内の 121 件が採録されている)			
				123	聯庄 (4)	12301-12304	
				124	保甲 (6)	12401-12403	
						12404-12406	(4)
				125	厚俗 (22)	12501-12522	
				126	義倉 (6)	12601-12606	
				127	救恤 (5)	12701-12705	
		13	財政 (100)	131	田賦 (11)	13101-13111	(5)
				132	清賦 (24)	13201-13213	
						13214-13224	(6)
				133	税契 (16)	13301-13316	
				134	給照 (7)	13401-13407	
				135	釐金 (8)	13501-13508	
				136	錢幣 (4)	13601-13604	(7)
				137	征收 (10)	13701-13710	
				138	解庫 (14)	13801-13814	
				139	雑事 (6)	13901-13906	
		14	建設 (72)	141	民業 (6)	14101-14106	(8)
				142	塩務 (35)	14201-14235	
				143	樟腦 (14)	14301-14314	(9)
				144	鉦産 (10)	14401-14410	

		145	工程 (7)	14501-14507	
15	交通 (47)	151	駅 站 (14)	15101-15114	(10)
		152	船 政 (18)	15201-15218	
		153	鐵 路 (2)	15301-15302	
		154	義 渡 (13)	15401-15413	
16	軍 事 (61)	161	軍 政 (8)	16101-16108	(11)
		162	兵 餉 (16)	16201-16216	
		163	城 工 (7)	16301-16307	(12)
		164	息 庄 (18)	16401-16418	
		165	私 火 (12)	16501-16512	
17	撫 墾 (103)	171	社 務 (15)	17101-17115	(13)
		172	社 租 (13)	17201-17213	
		173	隘 務 (41)	17301-17302	
				17303-17335	(14)
				17336-17341	(15)
		174	屯 務 (34)	17401-17411	
				17412-17434	(16)
2	民 事 編	21	人 事 (13)		
		211	失 蹤 (1)	21101	
		212	結 婚 (7)	21201-21207	
		213	離 婚 (2)	21301-21302	
		214	收 養 (2)	21401-21402	
		215	監 護 (1)	21501	
	22	221	租 借 (7)	22101-22107	
		222	抗 租 (27)	22201-22227	
		223	霸 収 (3)	22301-22303	
		224	霸 · (43)	22401-22443	
		225	争 界 (27)	22501-22527	
		226	争 財 (15)	22601-22615	
		227	公 業 (10)	22701-22710	
		228	用 水 (4)	22801-22804	
		229	抄 押 (2)	22901-22902	
	23	231	買 賣 (4)	23101-23104	
		232	典 當 (10)	23201-23210	
		233	胎 借 (13)	23301-23313	
		234	借 貸 (24)	23401-23424	
		235	委 寄 (3)	23501-23503	
		236	討 物 (4)	23601-23604	
		237	抗 吞 (6)	23701-23706	
		238	抗 算 (3)	23801-23803	
		239	匿 契 (1)	23901	
	24	241	郊 行 (1)	24101	

	242	合股 (1)	24201
	243	倒閉 (1)	24301
	244	侵權 (2)	24401-24402
3 刑事編 31 總務 (120)	311	法令 (6)	31101-31106
	312	冊報 (18)	31201-31218
	313	指揮 (7)	31301-31307
	314	互助移解 (22)	31401-31422
	315	通緝 (42)	31501-31542
	316	檢屍 (6)	31601-31606
	317	定・ (3)	31701-31703
	318	執行 (14)	31801-31814
	319	其他 (2)	31901-31902
32 人身自由(61)	321	人命 (7)	32101-32107
	322	毆傷 (17)	32201-32217
	323	勒贖 (1)	32301
	324	誘拐 (10)	32401-32410
	325	略賣 (7)	32501-32507
	326	虜禁 (12)	32601-32612
	327	搶虜 (7)	32701-32707
33 財產侵奪(123)	331	竊盜 (39)	33101-33139
	332	搶奪 (19)	33201-33219
	333	強盜 (30)	33301-33330
	334	強盜殺傷 (34)	33401-31034
	335	海盜 (5)	33501-33505
	336	恐嚇 (3)	33601-33603
	337	詐欺 (6)	33701-33706
	338	盜賣 (7)	33801-33807
	339	毀棄 (4)	33901-33904
34 公共秩序(19)	341	匪徒 (9)	34101-34109
	342	侵害水源 (2)	34201-34202
	343	騷擾 (7)	34301-34307
	344	謠言 (1)	34401
35 風化 (42)	351	忤逆 (5)	35101-35105
	352	毀墳 (13)	35201-35213
	353	通姦 (6)	35301-35306
	354	拐姦 (5)	35401-35405
	355	賭博 (13)	35501-35513

【付録③】『淡新档案』一件の文書内容例。No.22213（民事編・田房項・抗租目の第13番目の文書）「一件據竹北一保斗崙庄民黄四吉・楊和春、呈告楊文成兄弟銀収契立套佃田阿恐等抗納租谷、呈請究退由」、光緒四年八月。左端数字は戴氏番号。日付順に再編成した。

- 1 光緒 4 年 8 月 6 日 【訴状】黄四吉・楊和春「呈」
- 2 光緒 4 年 6 月付けの楊文成等書立の「杜賣尽根水田契」
写し（上記訴状の付帯文書）。
- 3 光緒 4 年 9 月 1 日 【訴状】黄四吉・楊和春「呈」
- 4 光緒 4 年 10 月 18 日 【訴状】黄四吉・楊和春「呈」
- 5 光緒 4 年 10 月 18 日 【訴状】楊洪氏「呈」。光緒 4 年 4 月付けの楊洪氏等の
「遵依結状」が末尾に貼付されている
- 6 光緒 4 年 10 月 2?日 【訴状】楊成「呈」
- 7 光緒 4 年 11 月 18 日 【訴状】黄四吉・楊和春「呈」
- 8 光緒 4 年 11 月 28 日 【訴状】楊洪氏「呈」
- 9 光緒 4 年 12 月 3 日 【訴状】楊成「呈」
- 10 光緒 4 年 12 月 16 日 【指令書】正堂陳の出した召喚状の稿本
- 11 光緒 4 年 12 月 日 【復命書】召喚に出かけた差役陳有の復命書（稟）
- 12 光緒 4 年 12 月 27 日 【法廷記録】「提訊名單」（訊問リスト。この上に「堂諭」・判示文
の草稿が書き込まれている）
- 13 光緒 4 年 12 月 27 日 【法廷記録】関係者の供述記録。末尾に堂諭の清書
- 19 光緒 4 年 12 月 27 日 [遵依] 黄四吉等「遵依結状」
- 20 光緒 4 年 12 月 27 日 [遵依] 楊和春「遵依結状」
- 21 光緒 4 年 12 月 27 日 [遵依] 楊洪氏・楊文厘「遵依結状」
- 22 光緒 4 年 12 月 27 日 [遵依] 楊成「遵依結状」
- 23 光緒 4 年 12 月 27 日 [遵依] 楊洪「遵依結状」
- 24 光緒 4 年 12 月 27 日 [遵依] 楊芹池「遵依結状」
- 25 光緒 4 年 12 月 27 日 [遵依] 田阿恐「遵依結状」
- 26 光緒 4 年 12 月 27 日 [遵依] 郭阿椅「遵依結状」
- 14 光緒 5 年 1 月 7 日 【訴状】楊洪氏「呈」
- 15 光緒 5 年 1 月 17 日 【訴状】黄四吉・楊和春「呈」
- 16 13 の堂諭の再録。上記訴状の貼付文書か。
- 27 光緒 5 年 1 月 23 日 【訴状】楊成「呈」
- 17 光緒 5 年 1 月 25 日 【法廷記録】「名單」。堂諭の草稿
- 18 光緒 5 年 1 月 25 日 【法廷記録】関係の供述記録。末尾に堂諭の清書
- 28 13 の堂諭の再録。上記訴状の貼付文書か。
- 29 光緒 5 年 1 月 27 日 【法廷記録】「覆訊名單」。
- 30 光緒 5 年 1 月 27 日 [領状] 黄四吉・楊和春「領銀状」
- 31 光緒 5 年 1 月 27 日 [領状] 楊成等「領状」
- 32 光緒 5 年 1 月 27 日 [領状] 楊洪氏・楊文厘「・銀状」
- 33 光緒 5 年 1 月 27 日 [領状] 楊成「・銀状」
- 34 光緒 5 年 1 月 29 日 【法廷記録】「名單」

【付録④】日本における清代土地契約文書研究の概要

臨時台湾旧慣調査会『台湾私法』全 3 卷 13 冊 (1909-11 年)。

南満州鉄道株式会社調査課『満州旧慣調査報告書』全 9 卷 (1913-15 年。復刻版、お茶の水書房、1985 年)。

臨時台湾旧慣調査会編『契約及書簡文類集』(1916 年。復刻版、汲古書院、1973 年、『清代契約文書及び書簡文類集』と改題)。

南満州鉄道株式会社経済調査会『華北地券(契)制度の研究』(1935 年)。

中国農村慣行調査会『中国農村慣行調査』全 6 卷 (岩波書店、1952-58 年、復刊、1981 年)。

清水金二郎『契の研究——満・支土地慣行規範について』(大雅堂、1945 年)。天野元之助『支那農業経済論(上・下)』(改造社、1940-42 年)。

戒能通孝「支那土地法慣行序説」(『法律社会学の諸問題』、日本評論社、1943 年)。

磯田進「北支の小作——その性格とその法律」(『法学協会雑誌』所載、1942-43 年)。

林恵海『中支江南農村社会制度の研究』(有斐閣、1953 年)。

仁井田陞『中国法制史研究 土地法・取引法』(東京大学出版会、1960 年、補訂版、1981 年)。

仁井田陞『中国法制史研究 奴隸農奴法・家族村落法』(東京大学出版会、1962 年、補訂版、1981 年)。

天海謙三郎『中国土地文書の研究』(勁草書房、1966 年)。

今堀誠二『中国近代史研究序説』(勁草書房、1968 年)。

東洋文庫明代史研究室編『中国土地契約文書集(金——清)』(東洋文庫、1975 年)。

浜下武志等編『東洋文化研究所所蔵中国土地文書目録・解説(上・下)』(東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター、1983-86 年)。

科大衛等編『許舒博士所輯広東宗族契據彙録(上・下)』(東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター、1987-88 年)。

【付録⑤】東京大学東洋文化研究所所蔵清代土地契約文書の整理状況

1、嘉興懷氏文書(田土売契・佃単、房屋基地売契、合会契約等)	159 点
2、武進朱氏文書(田土売契・找契・回贖契・聯単・承佃契等)	208 点
3、蘇州周氏文書(田土売契・加絶契・税據、房屋売契・典契等)	176 点
4、蘇州金氏文書(房屋売契・典契、胥吏株売契、税糧版串等)	171 点
5、通州周氏文書(田土売契・承佃契、房屋典契、税糧執照等)	341 点
以上『東洋文化研究所所蔵中国土地文書目録・解説(上)』収録	
6、常熟胡氏文書(租札、佃戸数、推収票等)	493 点
7、台湾鳳山張氏文書(田土売契・典契・胎借字等)	57 点
8、蘇州文書(田土房屋売契・經・、税糧易知由単等)	53 点
9、宝應王氏文書(田土売契・典契・承佃契、房屋売契・筆帖等)	222 点
10、北京文書(田土売契・典契・承佃契、房屋売契、水売、捐納等)	464 点
11、金匱陳氏文書(田土売契・承佃契、房屋租契、村落役員包契等)	66 点

12、河南南汝光兵備道等文書（協商關係文書、房屋基地売契）	26 点
13、蘇州潘・貝氏文書（房屋売契・租契）	138 点
以上『東洋文化研究所所蔵中国土地文書目録・解説（下）』収録	
総計	2574 点